

東京都持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定審査会設置要領

1 1 労経農芸第 2 1 6 2 号
平成 1 2 年 1 月 3 1 日
一部改正 1 4 産労農振第 1 9 6 3 号
平成 1 5 年 2 月 2 8 日
一部改正 1 6 産労農食第 1 0 5 号
平成 1 6 年 4 月 1 日
一部改正 1 7 産労農食第 2 1 7 号
平成 1 7 年 6 月 3 日
一部改正 2 0 産労農食第 3 5 7 号
平成 2 0 年 7 月 2 4 日

第 1 目 的

この要領は、「東京都持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」の認定について適正かつ円滑な推進を図るため、東京都持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定審査会（東京都エコファーマー認定審査会。以下、審査会という）を設置するにあたり必要な事項を定めるものとする。

第 2 所掌事項

- (1) 「東京都持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定要領」第 3 で定める認定審査に関する事項
- (2) 認定制度の普及・啓発に関する事項
- (3) その他認定制度の運営に関する必要な事項

第 3 審査会の構成

審査会は各地域に設置し、それぞれに事務局を置くものとする。

- 1 区部及び多摩地区は農業振興事務所に設置し、審査員は別表 1 により構成する。
- 2 島しょ地域は各支庁産業課に設置し、審査員は別表 2 により構成する。
- 3 審査員の出席が困難な場合には、所属する部署の他の職員による代理出席を認める。

第 4 審査会長及び副会長

- 1 審査会に審査会長、副審査会長を置き、審査会長は農業振興事務所振興課長（島しょ地域は各支庁産業課長）が、副審査会長は地域農業改良普及センター所長（島しょ地域のうち、大島支庁、三宅支庁、及び八丈支庁においては島しょ農林水産総合センターの大島、三宅、及び八丈事業所主任改良普及員、小笠原支庁においては亜熱帯農業センター所長）が、それぞれあたる。
- 2 審査会長は審査会を統括し、審査会を代表する。

3 副審査会長は審査会長を補佐し、審査会長に事故あるときはその職務を代理する。

第5 審査会の開催

審査会は審査会長が必要に応じて招集する。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表１ 区部及び多摩地域の審査会の構成

農業振興事務所	中央農業改良普及センター	所長
	西多摩農業改良普及センター	所長
	南多摩農業改良普及センター	所長
	振興課	課長 技術総合調整係長
農林水産部	食料安全室	生産環境係長
	家畜保健衛生所	肥飼料検査センター所長
	病虫害防除所	所長
財団法人農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター	生産環境科	科長

別表２ 島しょ地域の審査会の構成

大島支庁管内	支庁	産業課	課長
			農務係長
	島しょ農林水産 総合センター	大島事業所	園芸振興係長
			主任改良普及員
三宅支庁管内	支庁	産業課	課長
			農務係長
	島しょ農林水産 総合センター	三宅事業所	主任研究員
			主任改良普及員
八丈支庁管内	支庁	産業課	課長
			農務係長
	島しょ農林水産 総合センター	八丈事業所	園芸振興係長
			主任改良普及員
小笠原支庁管内	支庁	産業課	課長
			産業係長
			亜熱帯農業センター所長
			営農研修所所長